

保護樹木の指定解除について

1. 保護樹木とは

草津市の良好な環境保全条例 第18条第1項

「市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。」

草津市の良好な環境保全条例施行規則 第15条第1項

「条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

2. 諮問事項

現在、市内10か所・36本指定している保護樹木の内、2か所・2本について、樹木の健全性が損なわれ、住民の生業の安定に著しい支障をきたす可能性があることから、指定解除と致したく、御審議願いたい。

- (1) 野路五丁目・旧東海道筋のエノキ
- (2) 志那町・志那神社参道のクロマツ (1本)

指定解除対象樹木 (1)

保護樹木の名称	野路五丁目・旧東海道筋のエノキ
所在地	草津市野路五丁目2番23号
特徴	樹高：8m、幹周：294cm、推定樹齢：110年
樹木の概要	かつて旧東海道沿いにはエノキなどの緑陰樹がよく植えられた。エノキとしては市内有数の大木であり、隣接のアベマキとともに貴重である

経過

日付		経過事項
H17	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ➤保護樹木に指定 ・隣接するアベマキとともに保護樹木指定
H19	10月	<ul style="list-style-type: none"> ➤管理者より大枝が折れたと相談 ➤樹木医による健診 <ul style="list-style-type: none"> ・空洞、虫食い穴、折れた枝ですでに枯死している箇所にはキノコが多数発生している ・キノコが発生＝菌糸が混入している＝治療方法がない ・3～5年で枯死することも考えられる
H20	5月	<ul style="list-style-type: none"> ➤補助金による治療（樹勢の衰えを防止） <ul style="list-style-type: none"> ・腐朽部分を枝打ちし、切り口に木固め剤を塗布 ・壺堀をし改良剤を混ぜた土を埋め戻す、土壌改良
H29	8月	<ul style="list-style-type: none"> ➤樹木医による定期健診 <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害や、周囲への安全面を配慮し、早期対応を勧める ・ワイヤーで釣り上げても効果は見込めないため、伐採を勧める
H30	1月	<ul style="list-style-type: none"> ➤補助金による治療（腐食部の保護） <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の保護のため腐食した部分の伐採、切り口に板金処理
R1	5月	<ul style="list-style-type: none"> ➤管理者より大きく剪定を行いたいと相談 ➤樹木医による定期健診 <ul style="list-style-type: none"> ・キノコが無数に生えている様子から、既に健全とはいえない ・幹全体が腐食している可能性が高い。安全面から伐採することを勧める ➤環境審議会会長の見解 <ul style="list-style-type: none"> ・倒木の危険性について、これだけしっかりした幹であれば、直近で幹から折れることはない判断できる。指定解除については、もう少し様子を見てから考えたい

R3	11月	<ul style="list-style-type: none"> ➤管理者より倒木の危険性が高いと相談 ➤樹木医による健診 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月診断時より幹のキノコの範囲が広がっており、枯れ枝も増えていることから、腐食が進んでいる。安全面を考慮し、根元から伐採した方が良いと考える ・根の一部がかろうじて生きているが、枯れるのは時間の問題である
R4	1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ➤環境審議会会長、市職員、管理者にて現地確認 <ul style="list-style-type: none"> ・国道1号線側に伸びる太い枝は枯死しているが、旧東海道側に伸びる太い枝は新芽が見られ、生きている ・エノキは落葉樹であり、現在は葉が落ちて健康状態の判断が難しいため、春頃（6月以降）葉がついてから環境審議会にて指定解除の審議を行う
	4月12日	<ul style="list-style-type: none"> ➤管理者から樹木の状態が悪化しており緊急対応が必要であると相談 ➤市職員と管理者にて現地確認 <ul style="list-style-type: none"> ・主幹の亀裂、根元のえぐれ部分が広がっていることを確認 ➤管理者意向 <ul style="list-style-type: none"> ・放置すると倒木の危険があるため、伐採を行いたい ➤環境審議会委員へ個別に現状説明および伐採についての意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・了承を得る
	4月13日	➤保全地区内行為および保護樹木行為（変更）届出書を受理
	4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ➤エノキ伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・吊るし切りにて、地表から約50cmの高さで根元より全伐採

樹木の腐食が進み、治療が困難であり、放置すると危険であるため伐採

○平成17年撮影（指定当初）



○令和2年7月7日撮影



○令和4年4月12日撮影（伐採前）



○令和4年4月22日撮影（伐採後）



位置図



1/2,500

指定解除対象樹木 (2)

保護樹木の名称	志那町・志那神社参道のクロマツ (1本)
所在地	草津市志那町727
特徴	樹高15m、幹周203cm
樹木の概要	本殿前の参道は自然樹形が保たれているクロマツを主体とした松並木となっている。この松並木のなかの、指定基準に該当するクロマツ6本が保護樹木として指定されている

経過

日付		経過事項
H21	3月1日	>保護樹木に指定 ・敷地内の57本の樹木のうち7本が指定基準を満たしており保護樹木に指定
H23	6月	>補助金による治療(松枯れ対策) ・薬剤樹幹注入 ・薬剤散布
H24	10月	>保護樹木指定解除 ・病害虫により、倒木の恐れがあることから7本中1本を指定解除
R26	10月	>管理者より倒木の危険性があると相談
H27 ~ H28		>補助金による治療(倒木対策) ・敷地外へ向かって傾斜している樹木が複数本見受けられ、万が一、倒木した際に隣接する家屋に被害を及ぼす恐れがあるため、ワイヤー支柱新設工事を実施(3本)
H30	1月	>補助金による治療(倒木対策) ・既存ワイヤー支柱保守点検
H31	2月	>補助金による治療(倒木対策) ・ワイヤー支柱新設工事(2本)および既存ワイヤー支柱保守点検
	2月	>管理者から樹木の状態が悪化していると相談
R3	3月	>樹木医による健診 ・マツなどの針葉樹は、傾きと同じ方向に根を張る習性があるが、傾斜方向に河川が隣接しているため土は軟らかく、根がうまく張っていない ・穴が開いており、中が腐っている
	6月	>補助金による松枯れ対策 ・薬剤散布

R4	2月	<ul style="list-style-type: none"> ➢管理者から倒木の危険性があると相談 ➢樹木医による健診 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月の健診時と同様の状態であり、倒木の可能性がある。
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ➢市職員と管理者にて現地確認 <ul style="list-style-type: none"> ・根元部に空洞、他の樹木より傾斜していることを確認 ➢管理者意向 <ul style="list-style-type: none"> ・放置すると倒木の危険があるため、伐採を行いたい
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ➢補助金による治療（松枯れ対策） <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布 ➢樹木医による健診 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺周辺は土が軟弱化し、根がうまく張れず樹木の傾きが大きい ・根本に腐食による空洞がある <p>以上2点より倒木の可能性がある</p>

倒木における対策の施しようがなく、隣接する建屋に被害を及ぼす可能性が高い



